

○文部科学省令第三十六号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月十九日

文部科学大臣 田中 眞紀子

大学設置基準の一部を改正する省令

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「七百五十人」を「八百四十人」に、「第九項」を「附則第九項」に、「百五十人」を「収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。